② 近世初期の古文書　―土地関係の帳面―

※太閤検地

豊臣秀吉が全国的に行った土地の調査（検地）を太閤検地（たいこうけんち）といいます。

秀吉は、土地や米を測る基準となる長さ・面積・体積の単位を全国で統一しました。原則として一間の長さを六尺三寸に定め、一間四方の面積を一歩とし、三〇歩＝一畝、一〇畝＝一反としました。

太閤検地では、田畑一筆ごとに上・中・下などの等級を決め、等級ごとに斗代（とだい）（石盛（こくもり））という米の基準量（体積）を定め、面積に斗代を掛け算して石高（こくだか）を算出しました。石高は全国的な統一基準として近世社会全般の基本原理となり、百姓の年貢負担や武士の領地配分・軍役負担の基準としても用いられました。

検地による調査結果を記録した帳面を検地帳といい、土地一筆ごとに、小字名、土地の種別と等級、石高、面積、名請人（なうけにん）（所有者）が書き上げられています。

山城国南部では、太閤検地や江戸初期の検地で作成された検地帳がほとんど残されておらず、検地の実態はよく分かっていません。こうしたなか、近年、山田地区で検地や土地に関する重要な新資料が発見されましたので紹介します。

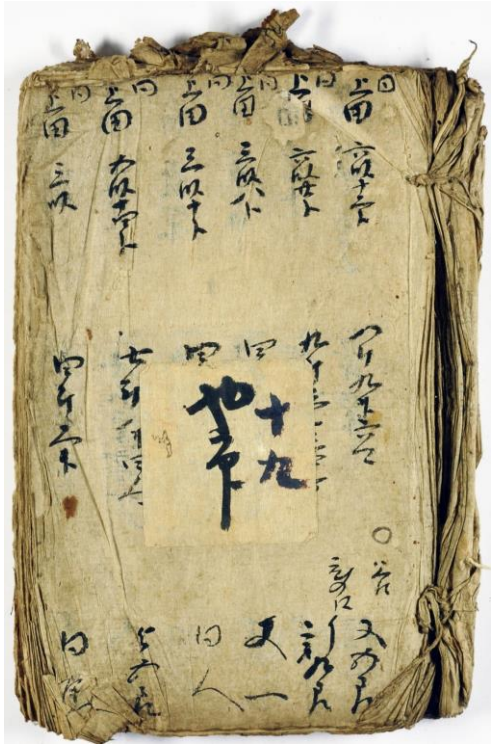

1丁表

年月を記す紙片が括り付けられていた綴じひも

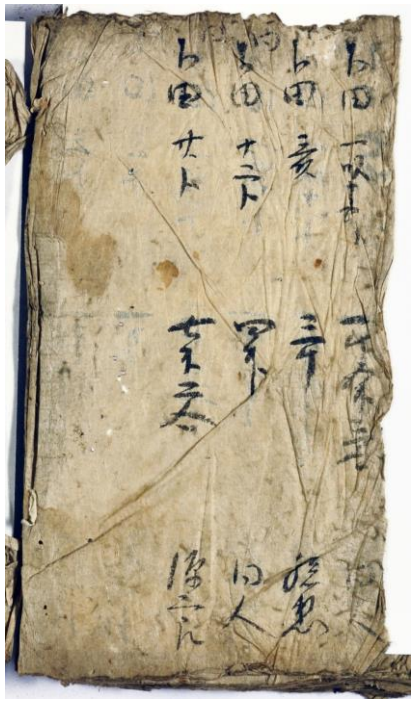

86丁裏（記載末尾）

No. 2

山田村検地帳（やまだむらけんちちょう）

天正十七（一五八九）年

個人蔵

豊臣秀吉が行った太閤検地の際に作成された可能性が高い検地帳が町内の旧家から発見されました。

検地帳の前後は欠落していますが、付属資料（括り付けられた紙片）の記載（次頁参照）や、帳面の内容からみて、天正十七（一五八九）年の山田村の太閤検地帳と考えられます。

山城国では天正十二年・同十三年・同十七年などに太閤検地が行われていますが、南山城（宇治川以南の久世・綴喜・相楽三郡）では、これまで太閤検地帳がほとんど確認されていないため、重要な発見です。

□正拾七年丑ノ
九月吉日（カ）

検地帳の表紙右下の綴じひも（前頁写真の矢印部分）に一枚の紙片（写真上）が括り付けられていました。

紙片の上端は欠損し、元号の一文字目は切れていますが、元号の二文字目が「正」で、干支が「丑」である「拾七年」は、天正十七（一五八九）年しかありません。また、紙片の料紙や書体は、検地帳本体と同様に、近世初期のものとみて問題はないと思われます。

この検地帳は、前後が欠けており、村名も記されていませんが、小字名から山田村（現在の大字山田。狭義の山田村）の検地帳であることは明らかです。左の写真は、字「木戸かわき」（現在の喜殿脇）の一部分です。当時、字「木戸かわき」には、山田村のうち「中村」・「そわ」（相和）・「谷」（樋ノ谷か？）各集落の住人や、西隣の乾谷村の住人が所持する田畑があったことが分かります。

この検地帳では、土地一反あたりの年貢米の基準上限量（または米の基準生産量）である斗代（石盛）は、基本的に、上田一石四斗、中田一石二斗、下田一石、上畑一石三斗、中畑一石、下畑九斗、屋敷一石三斗で設定されていますが、この基準値とは異なる斗代（石盛）の土地も多くみられます。

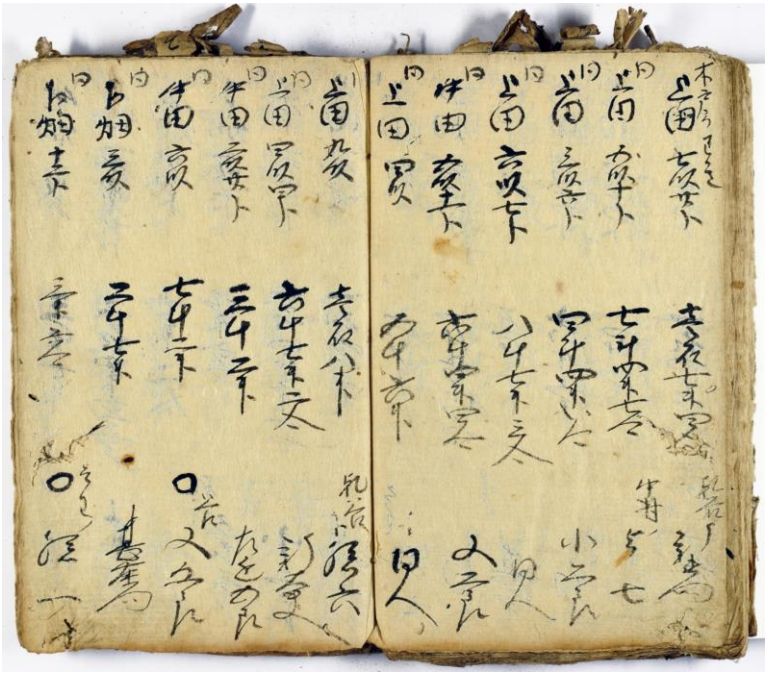

木戸かわき				
上田	七畝廿分	壱石七升四合	乾谷	新右衛門尉
同			中村ノ	
上田	五畝十分	七斗四升七合		与七
同				
上田	三畝六分	四斗四升八合		小二郎
同				
上田	六畝七分	八斗七升三合		同人
同				
中田	五畝十一分	六斗四升四合		又二郎
同				
上田	四畝	五斗六升		同人
同			乾谷	
上田	九畝	壱石八升		孫六
同				
上田	四畝四分	六斗七升二合		新大夫
同				
中田	二畝廿分	三斗二升		左近五郎
同			谷	
中田	六畝	七斗二升		○ 又五郎
同				
下畑	三畝	二斗七升		甚左衛門尉
同			そわノ	
下畑	十二分	三升六合		○ 孫一

No. 3

山城山田東郷永川成帳（やましろやまだひがしごうえいかわなりちょう）

慶長一四（一六〇九）年

個人蔵

「山田東郷」のうち水害によって田畑から川に変化し回復の見込みがない土地を書き上げた帳面で、江戸初期に山田郷を治めた細川幽斎（熊本藩主細川氏の祖）に提出された帳面の控です。江戸初期の領主（細川幽斎）と領地（山田郷）の関係を示す貴重な資料です。

帳面によると、「山田東郷」では回復が見込めない被害の激しい荒地（「永荒（えいあれ）」）が一七六石余り、今年荒地となった土地（「当荒（とうあれ）」）が一五石余りもあり、当時甚大な水害が発生したことがうかがわれます。

当時は山田・乾谷・柘榴の三村を合わせて「山田郷」とか「山田村」と呼びました（＝広義の山田村）。永川成帳に記された小字から判断すると、「山田東郷」とは現在の大字山田（＝狭義の山田村）を指すものと考えられます。

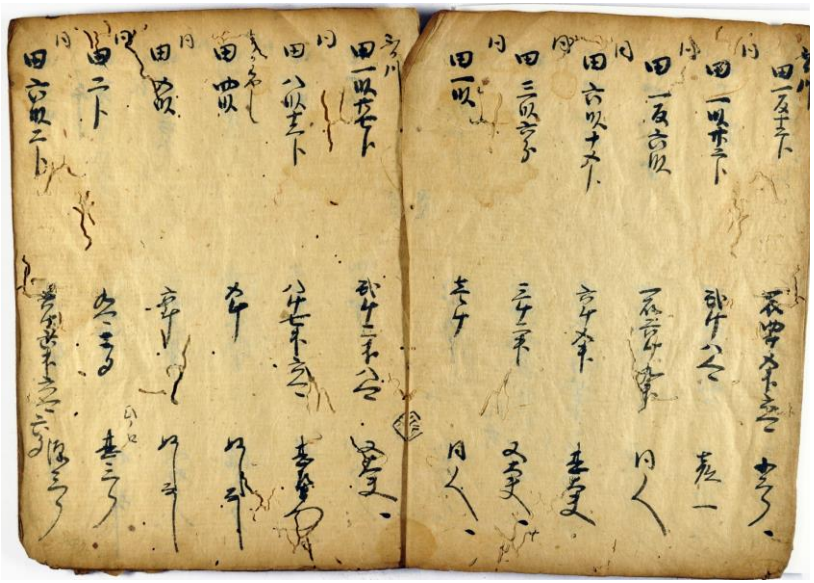

（表紙）
（貼紙異筆）
「く
十七」
慶長十四年酉
山城山田東郷永川成帳
十二月吉日

ふる川	田一反十二分	一石四斗五升六合	小二郎
同	田一畝廿二分	弐斗八合	彦一
同	田一反六畝	一石六斗九升	同人
同	田六畝十五分	六斗五升	甚大夫
同	田三畝六分	三斗二升	又大夫
同	田一畝	壱斗	同人
ふる川	田一畝廿七分	弐斗二升八合	又大夫
同	田八畝十二分	八斗七升六合	甚左衛門
とりかはやし	田四畝	五斗	ぬしなし
同	田五畝	六斗	ぬしなし
同	田二分	九合二勺	ひノ口 甚三郎
同	田六畝二分	六斗六升六合六勺	源三郎

細川幽斎（ほそかわ ゆうさい）（一五三四～一六一〇）

戦国時代から江戸初期の武将。肥後国熊本藩主細川家の祖。本名は藤孝。

関ヶ原の合戦では、東軍（徳川方）に属し、丹後田辺城（舞鶴市）に籠城して西軍を引き留める功績を果たしました。さまざまな文芸に通じた文化人でもあり、とりわけ和歌に秀で、古今和歌集に関する秘説を授けられています（古今伝授（こきんでんじゅ））。

慶長七（一六〇二）年、精華町内の「山田郷」が幽斎の所領となりました。この「山田郷」とは山田・乾谷・柘榴の三村のことで、三村をまとめて「山田村」とよぶこともありました。

当時の幽斎は、子の忠興の所領があった九州と京都とを往復し、京都滞在中は朝廷・寺社関係者らと文化交流を深めていました。

「永川成帳」が提出された翌年の慶長十五（一六一〇）年八月、幽斎は京都で亡くなりました。享年七十七歳。

細川幽斎像（部分）　天授庵所蔵

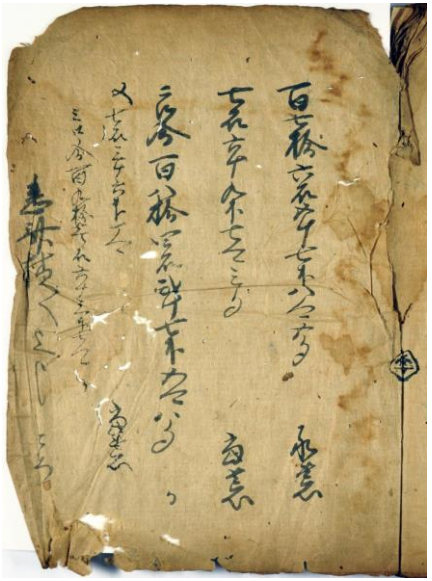

百七拾六石五斗七升八合五勺　永荒
七石六斗九升七合三勺　当荒
二口合百八拾四石弐斗七升五合八勺
又七石三斗六升一合　当荒
三口合百九拾壱石六斗三升七合（ママ）
幽斎様へ上申候　とめ

徳川家康が細川幽斎に山田村等を所領に与えた文書
（『細川家記』五 所収）

相渡申御知行
一九百四拾七石六斗三升　下山城内
灰方六ヶ村之内
一四拾七石壱斗弐升　同　下三柄
上山城内
一千五石弐斗五升　山田郷
一八百七拾三石七斗四升　丹波之内
物之部之内
一百六石壱斗三升四合　同　上村
一弐拾石壱斗弐升六合　同　又林之内
合三千石
右分御所務可被成候、御朱印重而申請可進候者也、
（慶長六年）丑十二月廿九日　大久保十兵衛（長安）判
加藤喜左衛門（正次）判
伊奈備前守（忠次）判
（長岡幽斎）玄旨様　参

山城国久世郡灰方村九百四拾七石六斗三升
同紀伊郡下三栖之内四拾七石壱斗弐升
同相楽郡山田村千五石弐斗五升
丹波国何鹿之郡物之部之内八百七拾三石七斗四升
同桑田郡上村百六石壱斗三升四合
又林之内弐拾石壱斗弐升六合
合三千石之事、全可被領知者也、
慶長七年九月廿五日　家康公
（長岡）幽斎　御黒印

No. 4 山田本郷毛見帳（やまだほんごうけみちょう）

丑年（慶長十八〔一六一三〕）

個人蔵

検見（けみ）（毛見）とは、稲の作柄を検分することです。

検見を行った二人のうち稲田孫右衛門は木津の郷士です。慶長十九（一六一四）年の大坂冬の陣の際、稲田の屋敷は一時藤堂高虎の陣所となり、大坂へ向かう徳川家康も立ち寄っています（『木津町史』本文篇、五五二～五五五頁）。この毛見帳によって、大坂の陣の前年に稲田が「山田本郷」の検見を行ったことが分かり、当時のこの地域の支配や稲田の職務を考えるうえで貴重な史料です

毛見帳に記載された小字から判断すると、「山田本郷」とは、No.3の「山田東郷」と同様、現在の大字山田（＝狭義の山田村）を指しています。

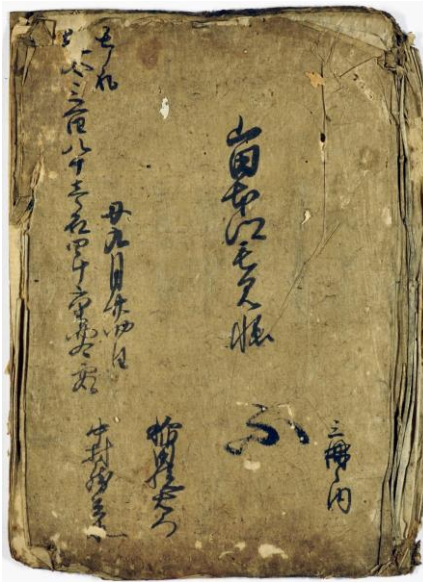

（表紙）

三冊之内

（異筆）

山田本郷毛見帳　「ふ」

丑九月廿四日　稲田孫右衛門

丑ノ取　中村勝兵衛

□合三百八十壱石四斗六升四合四勺

ふかの

拾三部　皆四升三合　源五

同　廿部　無中六升五合　同人

同　三セ部　皆三斗　甚左衛門

ひの谷　六セ部　同七斗六升　半右衛門

同　六セ部　無中七斗六升　同人

（中略）

ふかの谷

壱段三畝歩　皆損壱石三斗八　まわり作

同　壱段弐畝廿八歩　同壱石五斗五升弐合　砂入

以上

無中米合四石八斗四升八合

無下米合七石五升弐合

皆損米合拾四石六斗九升六合

以上三口合弐拾六石五斗九升六合

以上

No. 5

上山城□□□（村）御預り所検見帳

慶長十九（一六一四）年

個人蔵

表紙が破損し、村名の部分が欠けていますが、記載される小字名のなかに、山田の小字「なかひつ」（長櫃）・「やなき谷」（柳谷）・「とりのはやし」（鳥ケ林）、乾谷の小字「かまか谷」（鎌ケ谷）・「西谷」・「さかもと」（坂本）・「長谷」・「大くつれ」（大崩）・「谷々」・「三平谷」、柘榴の小字「むかい」（向井）・「七条」などの地名が含まれていることから、山田郷三村（＝広義の山田村）の検見帳であると判断されます。

慶長十五（一六一〇）年の細川幽斎の死後、山田郷は「御預り所」となっていたことが分かります。

（表紙）　慶長拾九年

（異筆朱書）

「不用

五号」

上山城□□□（村）御預り所検見帳

刁

九月廿六日　坂田孫兵衛

三澤角左衛門

植野理右衛門

にし谷

上田七畝拾一歩　壱石三升一合六勺　与九郎

七条

下田五畝拾三歩　五斗四升三合三勺　与次郎

同所

下田拾弐歩　四升　源六

ひかし谷

下田三畝八歩　三斗弐升六合四勺　源三郎

同所

下田壱畝廿弐歩　壱斗七升三合六勺　与六

西山

下田壱畝　壱斗　才二郎

いなはの下

中田弐畝　弐斗四升　又四郎

同所

中田六歩　弐升四合　又六

分米合四拾石九斗壱升四合当荒分

No. 6

吐師村之内山田出作帳（はぜむらのうちやまだでさくちょう）

寛永七（一六三〇）年
個人蔵

この帳面には、山田村の百姓が隣の吐師村（木津川市）で所持する田地が書き上げられています。江戸時代初期の吐師村は、京都所司代板倉重宗の弟である重昌の所領でした（『木津町史』本文篇五六八頁）。寛永七（一六三〇）年には、同じ相楽郡内の平尾村（木津川市）や林村（同）などで板倉重宗による検地が実施されていることから（『山城町史』史料編四一三、四二五頁）、吐師村でも検地が行われ、この出作帳が作成されたものと考えられます。

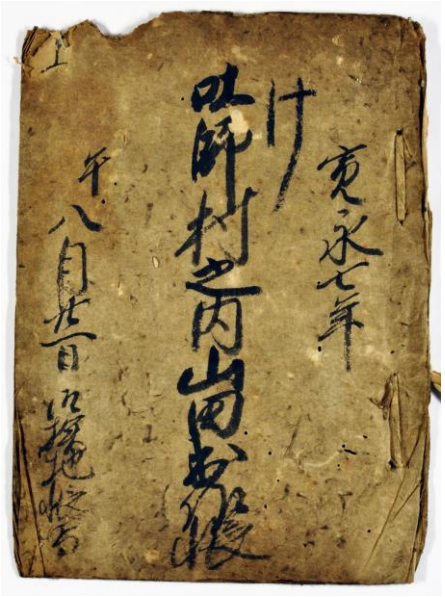

（表紙）
（異筆）「け」
寛永七年
吐師村之内山田出作帳
午八月廿一日　御検地帳写

いした
上田弐畝九歩　三斗二升弐合　宗三郎
同所
上田八畝拾歩　壱石壱斗二升　同人
同所
上田壱畝六歩　壱斗六升八合　同人
同所
上田三畝廿歩　五斗壱升三合　九右衛門
同所
上田三畝弐歩　四斗弐升九合　同人
同所
上田五畝廿四歩　八斗壱升弐合　源助

No. 7 山城国山田村名寄帳（やましろのくにやまだむらなよせちょう）

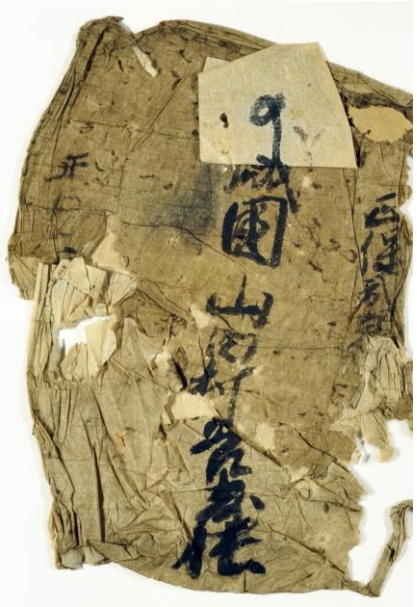

（表紙）　（年）
正保弐□
（貼紙異筆）
「十八
ま」
山城国山田村名寄帳

正月［　］

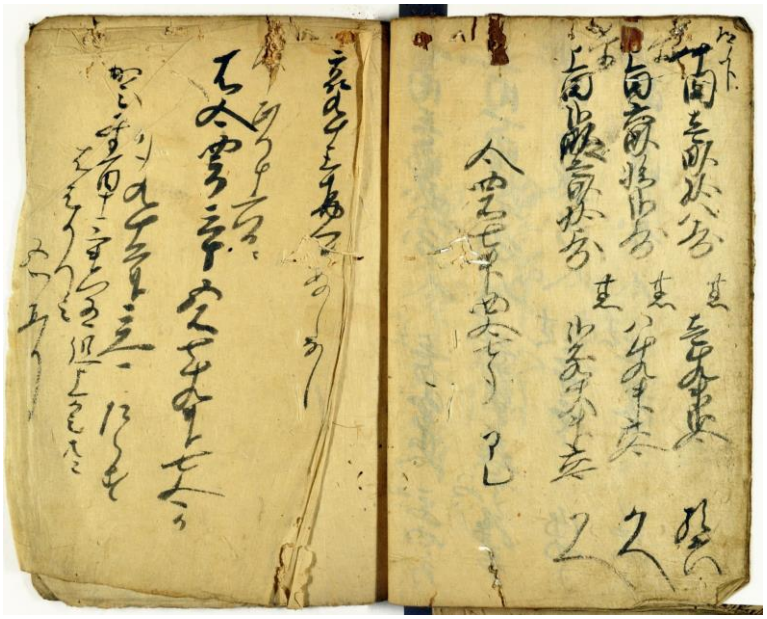

道ノ下　荒
中田壱畝拾八歩　壱斗九升弐合　孫六
同所　荒
上田六畝拾弐歩　八斗九升六合　同人
同所　荒
上田弐段壱畝拾歩　弐石九斗八升六合　同人
合四石七升四合七勺　アレ

（付紙）
「二口以九斗三升四合ぬしなし
□正月十六日ニ
右合四百三十五石七斗九升七合か
引〆九斗二升三合たらす
かミかす百十三まい有、但上かミ共ニ
右はりかミ
五ツ在り　」

正保二（一六四五）年
個人蔵

名寄帳とは、土地一筆ごとの面積や石高を所有者別に寄せ集めて記載した帳面です。

この名寄帳の最後には、合計四三五・七九七石、〇・九二三石不足との記事があります。両者を合算すると、山田村（＝狭義の山田村。現在の大字山田）のうち旗本大岡氏領の石高四三六・七二石（享保十四〔一七二九〕年「山城国各村領主別石高表」『史料京都の歴史』三）と一致します。

旗本大岡氏は、寛永十（一六三三）年から明暦二（一六五六）年のあいだ複数回に分けて、相楽郡（そうらく）において一八〇〇石の所領を与えられています（『寛政重修諸家譜』）。これは祝園・植田・山田・吐師（はぜ）（木津川市）・相楽（さがなか）（同）の五か村です。

この名寄帳は、山田村の一部が旗本大岡氏領となったことを受け、大岡領の田畑・屋敷地を確定した際に作られた台帳と考えられます。